

(地 375) (健 I 188) (介 116)
令和 3 年 11 月 16 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会副会長
今 村 聡
(公 印 省 略)

「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」等について（お知らせ）
（医療介護総合確保基金）

今般、厚生労働省より、各都道府県宛に下記の 3 通知が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼が来ました。詳細は、新旧対照表をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知の上、都道府県・市区町村行政や関係者等との協議にご活用いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 医療介護提供体制改革推進交付金の交付について

- ・ 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱に「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」（以下、「病床機能再編支援事業」）の追加

2. 『医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について』の一部改正について

- ・ 別紙に「病床機能再編支援事業」の追加と別記 4 に目的等の掲載
- ・ 別記 3 「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」に以下の追加
 - 2（1）対象医療機関、救急搬送受入れ医療機関①②の医療提供に関する実績について、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じること
 - 4（2）年の時間外・休日労働時間について 960 時間超の 36 協定の締結に向け、見直しを予定若しくは検討しているとの要件につき、他の医療機関へ医師派遣

によりやむを得ず長時間となる医療機関については適用しないこと

- (3) 2024年までに達成すべき年の時間外・休日労働時間については、B水準、連携B水準を対象とすること
- 5前年度に当該事業を活用していない医療機関は、令和3年度に限り、1床当たり266千円とすること

- ・ 介護従事者の確保に関する事業につき、介護サービス事業所・施設における感染防止対策のための衛生用品等の購入費対象追加

3. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和3年度の取扱いに関する留意事項について」

- ・ 「病床機能再編支援事業」の追加、都道府県計画【様式例】への事業目標の追加
- ・ 事後評価【様式例】への勤務医の働き方改革推進に関する目標の追加

事務連絡
令和3年11月4日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省
医政局地域医療計画課
医政局医事課
老健局高齢者支援課
老健局認知症施策・地域介護推進課
保険局医療介護連携政策課

「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」等について（お知らせ）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画及び同法第5条第1項に規定する市町村計画の作成又は変更並びに同法第6条に規定する基金についての管理、運用等に関する事項について、以下1～3を都道府県宛に通知いたしました。

都道府県宛の通知文書を添付いたしますので、貴会会員に対し情報提供いただきますようお願いいたします。

1. 医療介護提供体制改革推進交付金の交付について
(厚生労働省発医政1104第1号・厚生労働省発老1104第1号・厚生労働省発保1104第1号)
2. 「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について
(医政発1104第1号・老発1104第1号・保発1104第1号)
3. 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和3年度の取扱いに関する留意事項について
(医政地発1104第1号・医政医発1104第1号・老高発1104第1号・老認発1104第1号・保連発1104第1号)

【問い合わせ先】

（医療を対象とする事業（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関することは除く）に関すること）

医政局地域医療計画課

電話：03-5253-1111（内線2771） E-mail：shinkikin9@mhlw.go.jp

（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関すること）

医政局医事課医師等医療従事者の働き方改革推進室

電話：03-5253-1111（内線4408） E-mail：hatarakikatal@mhlw.go.jp

（介護施設等の整備に関すること）

老健局高齢者支援課

電話：03-5253-1111（内線3928） E-mail：kiban-seibi@mhlw.go.jp

（介護従事者の確保に関すること）

老健局認知症施策・地域介護推進課

電話：03-5253-1111（内線3935） E-mail：shinkou-yosan@mhlw.go.jp

（その他都道府県計画等の全般に関すること）

保険局医療介護連携政策課

電話：03-5253-1111（内線3182） E-mail：sougoukakuhokg@mhlw.go.jp

厚生労働省発医政 1104 第 1 号
厚生労働省発老 1104 第 1 号
厚生労働省発保 1104 第 1 号
令和 3 年 11 月 4 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

医療介護提供体制改革推進交付金の交付について

標記の交付金の交付については、平成 30 年 7 月 10 日厚生労働省発医政 0710 第 2 号・厚生労働省発老 0710 第 1 号・厚生労働省発保 0710 第 2 号厚生労働事務次官通知の別紙「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分ごとに、基金造成事業に必要な経費（第2欄に定める事業を実施するための総事業費（以下単に「総事業費」という。）から、基金を活用して行われる事業の実施主体が負担する額（以下「事業者負担額」という。）及び寄付金その他の収入額を控除した額）に3分の2を乗じて得た額 <u>（次の表の第1欄に定める病床機能再編支援事業に要する経費にかかるものは、その全額）</u>と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分ごとに、基金造成事業に必要な経費（第2欄に定める事業を実施するための総事業費（以下単に「総事業費」という。）から、基金を活用して行われる事業の実施主体が負担する額（以下「事業者負担額」という。）及び寄付金その他の収入額を控除した額）に3分の2を乗じて得た額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

改正後			現行		
1 区分	2 事業	3 基準額	1 区分	2 事業	3 基準額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>病床機能再編支援事業</u>	<u>医療及び介護の総合的な確保のため の事業であって、都道府県計画で定める もののうち、次に掲げる事業</u> <u>・地域医療構想の達成に向けた病床の 機能又は病床数の変更に関する事業</u>	<u>厚生労働大臣が 必要と認める額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(交付の条件)</p> <p>5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 基金造成事業に要する各区分（病床機能分化・連携推進事業、<u>病床機能再編支援事業</u>、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業、介護施設等整備事業、介護従事者確保事業、勤務医労働時間短縮事業）の経費の配分は変更してはならないものとする。</p> <p>(2) 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣（病床機能分化・連携推進事業、<u>病床機能再編支援事業</u>、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業）にあつては厚生労働大臣、介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業にあつては厚生労働大臣又は地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）とする。5（8）、（9）及び10を除き以下同じ。）の承認を受けなければならない。</p>			<p>(交付の条件)</p> <p>5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 基金造成事業に要する各区分（病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業、介護施設等整備事業、介護従事者確保事業、勤務医労働時間短縮事業）の経費の配分は変更してはならないものとする。</p> <p>(2) 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣（病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業）にあつては厚生労働大臣、介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業にあつては厚生労働大臣又は地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）とする。5（8）、（9）及び10を除き以下同じ。）の承認を受けなければならない。</p>		

改正後	現行
<p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额（運用益を含む。）に3分の2を乗じて得た額 <u>（病床機能再編支援事業については全額）</u>を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない <u>（1円未満の端数は切り捨てる。）</u>。</p> <p>(10) 基金の解散後においても、事業者からの納付等が生じた場合には、これに3分の2を乗じて得た額 <u>（病床機能再編支援事業については全額）</u>を国庫に納付しなければならない <u>（1円未満の端数は切り捨てる。）</u>。</p> <p>(11) (略)</p> <p>6 ~ 10 (略)</p>	<p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额（運用益を含む。）に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。</p> <p>(10) 基金の解散後においても、事業者からの納付等が生じた場合には、これに3分の2を乗じて得た額 <u>（1円未満の端数は切り捨てる。）</u>を国庫に納付しなければならない。</p> <p>(11) (略)</p> <p>6 ~ 10 (略)</p>

医政発 1104 第 1 号
老 発 1104 第 1 号
保 発 1104 第 1 号
令和 3 年 11 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省老健局長
(公印省略)

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援
臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の
運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）により行われているところであるが、管理運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、令和 3 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。
なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

新 別紙	旧 別紙
<p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 基金事業の実施</p> <p>（1）基金事業の対象</p> <p>基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p><u>①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</u></p> <p><u>①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（別記4）</u></p> <p>② 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>③ 介護施設等の整備に関する事業（別記1-1、1-2）</p> <p>④ 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>⑤ 介護従事者の確保に関する事業（別記2）</p> <p>⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（別記3）</p> <p>（2）（略）</p> <p>第4～第5（略）</p> <p>第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了 （1）～（4）（略）</p>	<p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 基金事業の実施</p> <p>（1）基金事業の対象</p> <p>基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p><u>① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>③ 介護施設等の整備に関する事業（別記1-1、1-2）</p> <p>④ 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>⑤ 介護従事者の確保に関する事業（別記2）</p> <p>⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（別記3）</p> <p>（2）（略）</p> <p>第4～第5（略）</p> <p>第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了 （1）～（4）（略）</p>

新	旧
<p>(4) 基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。</p> <p>① 第2の(3)の②に規定する各年度の都道府県計画における第3の(1)の①-1、①-2、②、④及び⑥の全ての事業が完了した場合又は第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに厚生労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>(別表) (略)</p> <p>別記1-1 (略)</p> <p>別表1-1 (略)</p> <p>別記1-2 (略)</p> <p>別表1-2 (略)</p>	<p>(4) 基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。</p> <p>① 第2の(3)の②に規定する各年度の都道府県計画における第3の(1)の①、②、④及び⑥の全ての事業が完了した場合又は第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに厚生労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>(別表) (略)</p> <p>別記1-1 (略)</p> <p>別表1-1 (略)</p> <p>別記1-2 (略)</p> <p>別表1-2 (略)</p>

新	旧
<p>別記 2</p> <p style="text-align: center;">介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業 事業実施にあたっては、都道府県が直接実施できるほか、市区町村への補助により実施することも可能となっている。</p> <p>【基盤構築を行うための事業】 (1)～(3) (略)</p> <p>【参入促進に資する事業】 (4)～(16) (略)</p> <p>【資質の向上に資する事業】 (17)～(27) (略)</p> <p>【労働環境・処遇の改善に資する事業】 (28)～(35) (略)</p> <p>(36) 新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した介護サービス事業所・施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。 また、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業</p>	<p>別記 2</p> <p style="text-align: center;">介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業 事業実施にあたっては、都道府県が直接実施できるほか、市区町村への補助により実施することも可能となっている。</p> <p>【基盤構築を行うための事業】 (1)～(3) (略)</p> <p>【参入促進に資する事業】 (4)～(16) (略)</p> <p>【資質の向上に資する事業】 (17)～(27) (略)</p> <p>【労働環境・処遇の改善に資する事業】 (28)～(35) (略)</p> <p>(36) 新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した介護サービス事業所・施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。 また、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業</p>

新	旧
<p>所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費に対して助成する。</p> <p><u>さらに、介護サービス事業所・施設が感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入等に必要な経費に対して助成する。</u></p> <p>なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>【離島・中山間地域等に対する事業】</p> <p>(37) (略)</p>	<p>所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費に対して助成する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>【離島・中山間地域等に対する事業】</p> <p>(37) (略)</p>

新	旧
<p>別記3</p> <p>勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>○地域医療勤務環境改善体制整備事業</p> <p>地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>① ~ ④ (略)</p> <p>※①及び②の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。</p> <p><u>なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 交付要件</p> <p>次の(1)~(4)のいずれをも満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。</p>	<p>別記3</p> <p>勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>○地域医療勤務環境改善体制整備事業</p> <p>地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>① ~ ④ (略)</p> <p>※①及び②の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 交付要件</p> <p>次の(1)~(4)のいずれをも満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。</p>

新	旧
<p><u>ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。</u></p> <p>(3) 2024年までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>B水準、連携B水準</u>の指定を予定している医療機関（各水準に求められている条件を満たす医療機関に限る。）については、<u>各水準の対象となる業務</u>に従事する医師は、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師は年の時間外・休日労働時間が960時間以下 ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に他職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 <p>① ～ ② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>5 算定方法等</p> <p>(1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。2(1)③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価 <u>(※)</u> とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</p> <p>ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</p> <p><u>※前年度に当該事業を活用していない医療機関に限り、1床当たりの標準単価を266千円まで可とする。(令和3年度限りの措置)</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 2024年までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(B)水準</u>指定を予定している医療機関（<u>(B)水準医療機関</u>に求められている医療機能を満たす医療機関に限る。）については、<u>(B)水準対象業務</u>に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下 ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に他職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 <p>① ～ ② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>5 算定方法等</p> <p>(1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。2(1)③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</p> <p>ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>以下 (略)</p>

様式 1

地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名		
住所		
代表者（管理者）名		
担当者名・連絡先	役職・氏名	連絡先 電話番号 メールアドレス

（実績等）

1 当該事業に係る稼働病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数 <small>※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数</small>
	一般病床	床
	合計	床
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：（ ）年1月～12月 <small>※病床機能報告と期間が異なる</small>	
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数： （ ）件	
3 その他診療実績 <small>※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えない）</small>	<input type="checkbox"/> ②ア 夜間・休日・時間外入院件数（ ）件 期間：（ ）年1月～12月 <small>※病床機能報告と期間が異なる</small>	
	<input type="checkbox"/> ②イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ③ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ③イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ④ その他在宅医療 実績等（ ）	
4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	様式2に記載すること。	

〔記載上の注意〕

1 「2」については、申請を行う年度の前年1年間（2020年度に届け出る場合は、2019年1月～12月の1年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。

なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。

2 様式2を添付すること。

様式 1

地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名		
住所		
代表者（管理者）名		
担当者名・連絡先	役職・氏名	連絡先 電話番号 メールアドレス

（実績等）

1 当該事業に係る稼働病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数 <small>※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数</small>
	一般病床	床
	合計	床
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：（ ）年1月～12月 <small>※病床機能報告と期間が異なる</small>	
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数： （ ）件	
3 その他診療実績 <small>※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えない）</small>	<input type="checkbox"/> ②ア 夜間・休日・時間外入院件数（ ）件 期間：（ ）年1月～12月 <small>※病床機能報告と期間が異なる</small>	
	<input type="checkbox"/> ②イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ③ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ③イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療 実績等（ ）	
	<input type="checkbox"/> ④ その他在宅医療 実績等（ ）	
4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	様式2に記載すること。	

〔記載上の注意〕

1 「2」については、申請を行う年度の前年1年間（2020年度に届け出る場合は、2019年1月～12月の1年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。

2 様式2を添付すること。

様式2

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項
(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握
ア 医療機関に勤務する医師数
イ 勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月 分)
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(※2)の把握内容
(ウ) 超過勤務時間(時間/月)(※4)
(エ) 宿日直(回/月)
(オ) その他(自由記載・補足等)

(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制
ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議
ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開

(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容
(ア)～(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること)。

(4) (3)の取組内容に要する経費
Table with 5 columns: 補助対象経費, 支出内容, 資産形成有無, 所要見込額, 補助対象額

医師に関する36協定締結状況 ※該当する項目を○で囲む。
(960時間超で締結済み ・ 960時間超で締結予定 ・ 締結検討中 ・ 他院と通算して長時間)

【記載上の注意】
1 (3)は検討した取組内容について1つ以上選択すること。
2 (4)は補助対象経費が複数ある場合は欄を適宜追加又は別紙として添付すること。

様式2

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項
(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握
ア 医療機関に勤務する医師数
イ 勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月 分)
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(※2)の把握内容
(ウ) 超過勤務時間(時間/月)(※4)
(エ) 宿日直(回/月)
(オ) その他(自由記載・補足等)

(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制
ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議
ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開

(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容
(ア)～(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること)。

(4) (3)の取組内容に要する経費
Table with 5 columns: 補助対象経費, 支出内容, 資産形成有無, 所要見込額, 補助対象額

【記載上の注意】
1 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
2 (3)は検討した取組内容について1つ以上選択すること。
3 (4)は補助対象経費が複数ある場合は欄を適宜追加又は別紙として添付すること。

新	旧
<p><u>別記 4</u></p> <p><u>地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現に向けた取組を支援することを目的とする。</u></p> <p><u>（1）単独支援給付金支給事業</u></p> <p><u>病院又は診療所であって療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第 5 号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。</u></p> <p><u>（2）統合支援給付金支給事業</u></p> <p><u>複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。</u></p> <p><u>（3）債務整理支援給付金支給事業</u></p> <p><u>複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p data-bbox="53 124 215 153"><u>2 対象事業</u></p> <p data-bbox="53 172 430 201"><u>(1) 単独支援給付金支給事業</u></p> <p data-bbox="107 220 1102 539"><u>平成 30 年度病床機能報告において、平成 30 年 7 月 1 日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象 3 区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は支給の対象とはならない。</u></p> <p data-bbox="107 558 1102 730"><u>① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。</u></p> <p data-bbox="107 750 1102 874"><u>② 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象 3 区分の許可病床数が、平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分として報告された稼働病床数の合計の 90%以下であること。</u></p> <p data-bbox="53 941 430 970"><u>(2) 統合支援給付金支給事業</u></p> <p data-bbox="107 989 1102 1161"><u>平成 30 年度病床機能報告において、平成 30 年 7 月 1 日時点の病床機能について、対象 3 区分と報告した病床数の減少を伴う、次のすべてを満たす統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。</u></p> <p data-bbox="107 1181 1102 1305"><u>① 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。</u></p> <p data-bbox="107 1324 1102 1401"><u>② 統合関係医療機関のうち 1 以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。</u></p> <p data-bbox="107 1420 1102 1449"><u>③ 統合後、統合関係医療機関のうち 1 以上の医療機関が運営されていること。</u></p> <p data-bbox="107 1468 1102 1497"><u>④ 令和 8 年 3 月 31 日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療</u></p>	

新	旧
<p><u>機関が計画に合意していること。</u></p> <p><u>⑤ 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少すること。</u></p> <p><u>(3) 債務整理支援給付金支給事業</u></p> <p><u>地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。（(2) 統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）</u></p> <p><u>② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。</u></p> <p><u>③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。</u></p> <p><u>④ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。</u></p> <p><u>⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。</u></p> <p><u>⑥ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。</u></p> <p><u>3 助成額の算定方法</u></p> <p><u>(1) 単独支援給付金支給事業</u></p> <p><u>① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時</u></p>	

の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

① 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2,280千円を交付する。

③ 上記①及び②の算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。

- ・ 回復期機能、介護医療院に転換する病床数
- ・ 過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数
- ・ 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

(2) 統合支援給付金支給事業

① 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

新

旧

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2,280千円を支給する。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- ④ 「重点支援区域の申請について」（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

4 支給方法

(1) 単独支援給付金支給事業

ア. 申請及び支給の方法

- ① 給付金の支給を受けようとする医療機関は、開設地の都道府県に対し、以下の書類を添えて申請を行う。
- i 単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書

新	旧
<p><u>ii 単独病床機能再編計画（令和8年3月31日までのものに限る。）</u></p> <p><u>iii 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等</u></p> <p><u>iv 過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し（過年度に「令和2年度病床機能再編支援補助金における令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金」又は「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合に限る。）</u></p> <p><u>v 病床融通に関する概要（地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。）</u></p> <p><u>② 都道府県は、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえた上で、審査を行い、支給の申請を受けた単独病床機能再編計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるかの判断を行う。</u></p> <p><u>③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、当該医療機関に対して給付金を支給する。</u></p> <p><u>イ. 申請受付開始日及び申請期限</u></p> <p><u>① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日を決定するものとする。</u></p> <p><u>② 申請期限は、都道府県医療審議会の開催日程等を踏まえ、都道府県において定める。</u></p> <p><u>(2) 統合支援給付金支給事業</u></p> <p><u>ア. 申請及び支給の方法</u></p> <p><u>① 統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関（以下「代表医療機関」という。）を定めるものとし、統合関係医療機関を代表して代表医療機関を通じて、開設地の都道府県に対し、以下の書類を添えて申請を行う。</u></p> <p><u>i 統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書</u></p>	

新	旧
<p><u>ii 統合計画（代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署があるもの）</u> <u>（以下の項目を必ず含むこととする）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 統合に関する合意の内容（合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等）</u> <u>・ 統合に関するスケジュール</u> <u>・ 統合に関する資金計画（廃止となる医療機関に残債がある場合はその処理計画）</u> <p><u>iii 病床稼働率算出の根拠となる平成 30 年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し</u></p> <p><u>② 都道府県は、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえた上で、審査を行い、統合関係医療機関から支給の申請を受けた統合計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるかの判断を行う。</u></p> <p><u>③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、代表医療機関に対して給付金を支給する。</u></p> <p><u>④ 代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>イ. 申請受付開始日及び申請期限</u></p> <p><u>① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日を決定するものとする。</u></p> <p><u>② 申請期限は、都道府県医療審議会の開催日程等を踏まえ、都道府県において定める。</u></p> <p><u>③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、代表医療機関に対して給付金を支給する。</u></p> <p><u>④ 代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>（3）債務整理支援給付金支給事業</u></p> <p><u>ア. 申請及び支給の方法</u></p> <p><u>① 給付金の支給を受けようとする承継医療機関は、開設地の都道府県に対し、以下</u></p>	

新	旧
<p><u>の書類を添えて申請を行う。</u></p> <p><u>i 債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書</u></p> <p><u>ii 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書及び引継債務の明細及び公認会計士等による意見聴取書（別添「手続実施結果報告書」）。</u> <u>なお、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 借入金</u> <u>債務の内容や用途（事業用資産の取得、運転資金など）を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。</u> <u>・ 買掛金、未払金などその他の債務</u> <u>債務の内容、金額、相手先を記載すること。</u> <p><u>iii 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書（廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。）の写し及びこれに係る償還年次表</u></p> <p><u>iv 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書</u></p> <p><u>v 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し</u></p> <p><u>② 都道府県は、審査の上、給付金を支給する。なお、医療機関統合支援給付金の統合関係医療機関ではない場合は対象とすることはできない。</u></p> <p><u>イ. 申請受付開始日及び申請期限</u></p> <p><u>① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付日を決定するものとする。</u></p> <p><u>② 申請期限は必要な事務手続きの期間等を考慮して都道府県において定める。</u></p> <p><u>5 給付金の返還</u></p> <p><u>（１）単独支援給付金支給事業</u></p> <p><u>都道府県知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が、以下の①から③に定める事項のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求めること。</u></p> <p><u>① 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合</u></p>	

新	旧
<p>② <u>給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患にり患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）</u></p> <p>③ <u>申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合</u></p> <p><u>(2) 統合支援給付金支給事業</u></p> <p>都道府県知事は、給付金の支給を受けた統合関係医療機関が、以下の①から③に定める事項のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求めること。</p> <p>① <u>統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合</u></p> <p>② <u>統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患にり患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）</u></p> <p>③ <u>申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合</u></p> <p><u>(3) 債務整理支援給付金支給事業</u></p> <p>① <u>都道府県知事は、給付金の支給を受けた開設者が、以下の i 又は ii に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求めること。</u></p> <p>i <u>給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患にり患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）</u></p> <p>ii <u>申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合</u></p> <p>② <u>給付金の支給を受けた開設者は、本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰</u></p>	

新	旧
<p><u>り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限 0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合、差額を都道府県知事へ返還すること。</u></p>	

新	旧
(別業1)	(別業1)
第 号	第 号
年 月 日	年 月 日
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿
都道府県 知 事	都道府県 知 事
医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について	医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について
<p>標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①-1、①-2、②、④及び⑥の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①-1、①-2、②、④及び⑥の全ての事業が完了した日</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2 交付精算額</p> <p>(1) 医療介護提供体制改革推進交付金 金 円</p> <p>(2) 地域医療対策支援臨時特例交付金 金 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告書(写) (事業完了年度分)</p>	<p>標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②、④及び⑥の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②、④及び⑥の全ての事業が完了した日</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2 交付精算額</p> <p>(1) 医療介護提供体制改革推進交付金 金 円</p> <p>(2) 地域医療対策支援臨時特例交付金 金 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告書(写) (事業完了年度分)</p>

新

(別業2) ~ (別業3) (略)

(別紙様式1)

厚生労働大臣 殿

番 年 月 日

〇〇都道府県知事

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく●●年度事業実施状況報告について(病床機能分化・連携推進事業、**病床の機能又は病床数の変更に関する事業**、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業)

1 基金保管実績
(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

(病床の機能又は病床数の変更に関する事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

(勤務医労働時間短縮事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

2 基金運用実績
(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

(病床の機能又は病床数の変更に関する事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

(勤務医労働時間短縮事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

旧

(別業2) ~ (別業3) (略)

(別紙様式1)

厚生労働大臣 殿

番 年 月 日

〇〇都道府県知事

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく●●年度事業実施状況報告について(病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業)

1 基金保管実績
(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

(勤務医労働時間短縮事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
合計額	円	円	円

2 基金運用実績

(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

(勤務医労働時間短縮事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

新

3 基金事業実施状況

(1)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費	基金充当額	国負担分(2/3)			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	消費増収分		
								消費増収分	上乗せ分	
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合 ※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	

(2)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費	基金充当額	国負担分(2/3)			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	消費増収分		
								消費増収分	上乗せ分	
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合 ※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	

4 添付資料

- (1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2)その他参考となる資料

(別紙様式2)(略)

(別添様式1)(別添様式2)(略)

旧

3 基金事業実施状況

(1)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費	基金充当額	国負担分(2/3)			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	消費増収分		
								消費増収分	上乗せ分	
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合 ※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	

(2)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費	基金充当額	国負担分(2/3)			事業者等負担額
							都道府県負担分(1/3)	消費増収分		
								消費増収分	上乗せ分	
合計										

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合 ※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	

4 添付資料

- (1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2)その他参考となる資料

(別紙様式2)(略)

(別添様式1)(別添様式2)(略)

医政地発 1104 第 1 号
医政医発 1104 第 1 号
老高発 1104 第 1 号
老認発 1104 第 1 号
保連発 1104 第 1 号
令和 3 年 11 月 4 日

各都道府県
〔 衛生主管部（局）長
介護保険主管部（局）長 〕 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく
都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和 3
年度の取扱いに関する留意事項について

今般、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）及び同法第 5 条第 1 項に規定する市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）の作成又は変更並びに同法第 6 条に基づく基金（地域医療介護総合確保基金。以下単に「基金」という。）の活用にあたって、令和 3 年度における留意事項を別添のとおり取りまとめたので、貴都道府県におかれては、これを踏まえ、都道府県計画を作成し、基金の活用を図っていただくとともに、貴管内市町村等関係者に周知されるよう御配慮願いたい。併せて、予算の早期執行に努められるようお願いする。

また、都道府県計画及び市町村計画の作成、基金の運用等に当たっての疑義等が生じた場合には、随時、御相談いただきたい。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項</p> <p>第1 都道府県計画及び市町村計画の作成に関する事項</p> <p>1 基金を充てて実施する事業の範囲</p> <p>(1) 都道府県計画及び市町村計画の作成は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号。以下「総合確保方針」という。）に即して行うものとし、令和3年度において基金を充てて実施する事業の範囲については、総合確保方針第4の二に定めるもののうち、次の事業を対象とするものとする。</p> <p><u>① - 1</u> 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p><u>① - 2</u> <u>地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業</u></p> <p>② 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>③ 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>④ 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>⑤ 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項</p> <p>第1 都道府県計画及び市町村計画の作成に関する事項</p> <p>1 基金を充てて実施する事業の範囲</p> <p>(1) 都道府県計画及び市町村計画の作成は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号。以下「総合確保方針」という。）に即して行うものとし、令和3年度において基金を充てて実施する事業の範囲については、総合確保方針第4の二に定めるもののうち、次の事業を対象とするものとする。</p> <p><u>① - 1</u> 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>③ 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>④ 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>⑤ 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p>

新

別添 1

医療介護総合確保促進法に基づく

(都道府) 県計画

【様式例】

〇〇年〇月

〇〇県

旧

別添 1

医療介護総合確保促進法に基づく

(都道府) 県計画

【様式例】

〇〇年〇月

〇〇県

1. 計画の基本的事項

(1) ～ (2) (略)

(3) 計画の目標の設定等

※都道府県計画の目標の設定に当たっては、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目した定量的な視点による目標を記載する

■〇〇県全体

1. 目標

〇〇県においては、〇〇などの医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備目標、
地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の目標

(略)

- ② ～ ⑥ (略)

2 (略)

■県西部(※都道府県医療介護総合確保区域ごとに記載)

1. 目標

県西部では、〇〇（医療計画や介護保険事業支援計画に記載されている課題等を記載）という課題が存在している。これらの課題を解決するため、以下を目標とする。(注)

1. 計画の基本的事項

(1) ～ (2) (略)

(3) 計画の目標の設定等

※都道府県計画の目標の設定に当たっては、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目した定量的な視点による目標を記載する

■〇〇県全体

1. 目標

〇〇県においては、〇〇などの医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(略)

- ② ～ ⑥ (略)

2 (略)

■県西部(※都道府県医療介護総合確保区域ごとに記載)

1. 目標

県西部では、〇〇（医療計画や介護保険事業支援計画に記載されている課題等を記載）という課題が存在している。これらの課題を解決するため、以下を目標とする。(注)

新

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備目標
地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の目標

(略)

②～⑥ (略)

2. (略)

■県中央部 (略)

(注) (略)

(4) (略)

2. 事業の評価方法

(1)～(2) (略)

3. 計画に基づき実施する事業

事業区分1-1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業区分1-2: 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

事業区分2: 居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4: 医療従事者の確保に関する事業

事業区分6: 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

旧

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
(略)

②～⑥ (略)

2. (略)

■県中央部 (略)

(注) (略)

(4) (略)

2. 事業の評価方法

(1)～(2) (略)

3. 計画に基づき実施する事業

事業区分1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(新設)

事業区分2: 居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4: 医療従事者の確保に関する事業

事業区分6: 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

新	
(1) 事業の内容等	
事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)
アウトカム指標	(略)
事業の内容	(略)
アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)
地域医療構想の関係性及びスケジュール (注1)	(例：仮にソフト事業であった場合) 〇年〇月の機能転換日までの1年間の内に機能転換に伴い退職する職員に対し早期退職制度の活用により上積みした退職金の割増相当額を支払う。
事業に要する費用の額	(略)
備考 (注4)	
<u>(注1) 区分1-1の標準業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」かつ医療機関支援に係るソフト事業の場合のみ記載すること。</u>	
(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。	
(注3) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。	
(注4) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。	
(2) (略)	

旧	
(1) 事業の内容等	
事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)
アウトカム指標	アウトカム指標：(略)
事業の内容	(略)
アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)
(新設)	(新設)
事業に要する費用の額	(略)
備考 (注3)	
<u>(新設)</u>	
(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。	
(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。	
(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。	
(2) (略)	

新		旧
(1) 事業の内容等		(新設)
事業の区分	1-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	
事業名	【No.2 (医療分)】 単独支援給付金支給事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 〇,〇〇〇千円
事業の対象となる 医療介護総合確保区域	県西部、県北部、県南部	
事業の実施主体	〇〇県内の医療機関	
事業の期間	令和3年4月1日 ~ 令和〇年〇月〇日	
背景にある医療・介護二 ーズ	(例) 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築が必要	
アウトカム指標	(例) 令和3年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数 ○医療機関→●医療機関 高度急性期病床 ○床→●床 急性期病床 ○床→●床 回復期病床 ○床→●床 慢性期病床 ○床→●床	
事業の内容	(例) 医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。	
アウトプット指標	(例) 対象となる医療機関数 ○医療機関	
アウトカムとアウトプ ットの関連	(例) 地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ自主的に病床数を減少する医療機関に対し財政支援することにより、地域医療構想の実現に向けた取組の促進を図る。	

新						旧	
事業に要する費用の額	金額	総事業費	(千円)	基金充当額	公	(千円)	
		(A+B)	〇〇〇	(国費)		〇〇〇	
	基金	国(A)	(千円)	における	民		
		〇〇		公民の別		(千円)	
	その他(B)	(千円)	(注1)		〇〇〇		
備考(注2)	令和3年度：〇千円、令和4年度：〇千円、・・・						
<p>(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。</p> <p>(注2) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。</p> <p>(2) 事業の実施状況</p> <p>別紙1「事後評価」のとおり。</p>							

新		旧
<u>(1) 事業の内容等</u>		<u>(新設)</u>
<u>事業の区分</u>	<u>1-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業</u>	
<u>事業名</u>	<u>【No.3 (医療分)】</u> <u>統合支援給付金支給事業</u>	<u>【総事業費</u> <u>(計画期間の総額)】</u> <u>〇,〇〇〇千円</u>
<u>事業の対象となる</u> <u>医療介護総合確保区域</u>	<u>県西部、県北部、県南部</u>	
<u>事業の実施主体</u>	<u>〇〇県内の医療機関</u>	
<u>事業の期間</u>	<u>令和3年4月1日 ~ 令和〇年〇月〇日</u>	
<u>背景にある</u> <u>医療・介護ニーズ</u>	<u>(例) 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新</u> <u>型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の</u> <u>課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医</u> <u>療提供体制の構築が必要</u>	
<u>アウトカム指標</u>	<u>(例) 令和3年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床</u> <u>数</u> <u>医療機関数 〇医療機関→●医療機関</u> <u>高度急性期病床 〇床→●床</u> <u>急性期病床 〇床→●床</u> <u>回復期病床 〇床→●床</u> <u>慢性期病床 〇床→●床</u>	
<u>事業の内容</u>	<u>(例) 複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構</u> <u>想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参</u> <u>加する医療機関に対し、減少する病床数に応じた給付金を支給</u> <u>する。</u>	
<u>アウトプット指標</u>	<u>(例) 対象となる医療機関数 〇医療機関</u>	
<u>アウトカムと</u> <u>アウトプットの関連</u>	<u>(例) 地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、病床数の減少を伴</u> <u>う統合をした関係医療機関に対し財政支援することにより、地</u>	

新						旧					
<u>域医療構想の実現に向けた取組の促進を図る。</u>											
<u>事業に要する費用の額</u>	金 額	<u>総事業費</u>		(千円)	<u>基金充当額</u>		公	(千円)			
		<u>(A+B)</u>		〇〇〇	<u>(国費)</u>			〇〇〇			
	基 金	<u>国(A)</u>		(千円)	<u>における</u>		民	(千円)			
		<u>〇〇</u>		<u>公民の別</u>	<u>(注1)</u>			〇〇〇			
		<u>その他(B)</u>		(千円)			〇〇				
		<u>〇〇</u>									
<u>備考(注2)</u>		<u>令和3年度：〇千円、令和4年度：〇千円、・・・</u>									
<u>(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。</u>											
<u>(注2) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。</u>											
(2) 事業の実施状況											
<u>別紙1「事後評価」のとおり。</u>											
<ul style="list-style-type: none"> 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (略) 4. 医療従事者の確保に関する事業 (略) 6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業 (略) 						<ul style="list-style-type: none"> 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (略) 4. 医療従事者の確保に関する事業 (略) 6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業 (略) 					

令和 3 年度〇〇県計画に関する

事後評価

【様式例】

〇〇年〇月
〇〇県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

令和 3 年度〇〇県計画に関する

事後評価

【様式例】

〇〇年〇月
〇〇県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) ~ (2) (略)

2. 目標の達成状況

令和2年度〇〇県計画に規定した目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■〇〇県全体（目標と計画期間）

①~⑤ (略)

⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する目標

(例) 〇〇県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、
医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

・ 特定行為研修を受講した看護師数の増加 〇〇人 (〇年) → ●●人 (●年)

・ 医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加

〇〇病院 (〇年) → ●●病院 (●年)

・ 客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加

〇〇% (〇年) → ●●% (●年)

⑦ 計画期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

※ 都道府県計画において定めている記載をそのまま記載すること

1. 事後評価のプロセス

(1) ~ (2) (略)

2. 目標の達成状況

令和2年度〇〇県計画に規定した目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■〇〇県全体（目標と計画期間）

①~⑤ (略)

(新設)

⑥ 計画期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

※ 都道府県計画において定めている記載をそのまま記載すること

新	旧
<p>□〇〇県全体（達成状況）</p> <p>1) 目標の達成状況</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する目標</p> <p><u>（例）〇〇県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、</u> <u>医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進</u> <u>める。</u></p> <p><u>・特定行為研修を受講した看護師数の増加 〇〇人（〇年）→●●人（●年）</u></p> <p><u>・医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加</u> 〇〇病院（〇年）→●●病院（●年）</p> <p><u>・客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加</u> 〇〇%（〇年）→●●%（●年）</p> <p>2)～4)（略）</p> <p>※（略）</p>	<p>□〇〇県全体（達成状況）</p> <p>1) 目標の達成状況</p> <p>①～⑤（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2)～4)（略）</p> <p>※（略）</p>
<p>■県西部（目標と計画期間）</p> <p>①～③（略）</p> <p>※（略）</p>	<p>■県西部（目標と計画期間）</p> <p>①～③（略）</p> <p>※（略）</p>
<p>□県西部（達成状況）</p> <p>1)～4)（略）</p> <p>※（略）</p>	<p>□県西部（達成状況）</p> <p>1)～4)（略）</p> <p>※（略）</p>
<p>■県中央部（目標と計画期間）</p> <p>（略）</p>	<p>■県中央部（目標と計画期間）</p> <p>（略）</p>

3. 事業の実施状況

令和2年度〇〇県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

1. 医療機能の分化・連携に関する事業（略）
2. 居宅等における医療の提供に関する事業（略）
4. 医療従事者の確保に関する事業（略）

事業の区分	6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業	
事業名	【No.4（医療分）】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 〇〇〇千円
事業の対象となる区域	県西部・県北部・県南部	
事業の実施主体	〇〇県	
事業の期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 ※ 事業の終期が令和2年度以降の場合、継続欄にチェックすること。事業の終期が令和元年度内の場合、終了欄にチェックすること。	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>(例) 〇〇県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。</p> <p>アウトカム指標：(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定行為研修を受講した看護師数の増加 〇〇人（〇年）→●●人（●年） ・医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加 〇〇病院（〇年）→●●病院（●年） ・客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加 〇%（〇年）→ 〇%（●年） 	
事業の内容（当初計画）	(例) 医療機関が勤務時間インターバルを導入するために必要な費用を支援する。	

3. 事業の実施状況

令和2年度〇〇県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

1. 医療機能の分化・連携に関する事業（略）
2. 居宅等における医療の提供に関する事業（略）
4. 医療従事者の確保に関する事業（略）

(新設)

新		旧
アウトプット指標(当初の目標値)	(例)：対象となる施設数 ○病院	
アウトプット指標(達成値)	(例)：対象となる施設数 ○病院	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標：(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定行為研修を受講した看護師数の増加 ○○人 (○年) →●●人 (●年) ・医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加 ○○病院 (○年) →●●病院 (●年) ・客観的な労働時間管理方法を導入している 医療機関の割合の増加 ○% (○年) → ○% (●年) <p>※ 指標が観察できなかった場合は、観察できなかった理由及び代替的な指標を記載すること。</p> <p>※ 当初設定していないアウトカム指標についても可能な限り記載すること。</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>(例) 本事業により特定行為研修を受講した看護師数が増加し、また医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数が増加し、目標を達成した。また、その結果として勤務時間インターバルの確保が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>(例) 時間外労働が長時間となっている医療機関を優先的かつ重点的に支援することにより、効率的に実施している。</p>	
その他	<p>※ その他、基金を活用した独自のモデル的な事業を実施している、事業実施手法の工夫により特に効果が上がっている事業がある場合は、積極的に記載するよう努めていただきたい。</p>	

別添 2 (略)
別紙 2 (略)

別添 2 (略)
別紙 2 (略)

新

別添3

事業区分1の評価指標(例)

事業区分1の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	病床機能分化・連携事業	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備	対象医療機関数 病床数	地域医療構想に沿って、基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【地域医療構想、病床機能報告】 病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【病床機能報告】
2	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	ICTを活用した医療機関・介護事業所間の医療情報ネットワーク構築	ネットワークに参加する医療機関等数	地域医療連携ネットワークの整備圏域 域医療連携ネットワークの参加施設数 地域医療ネットワーク閲覧施設数 地域医療連携ネットワークへの登録患者数
3	病床機能再編支援事業	地域の医療体制について、あらかじめ地域医療構想調整会議で議論し、地域で合意を得られた病床数の適正化や統合に対して、病床機能の再編や医療機関の統合を進める際に生じ得る、雇用や債務承継などの課題を一定程度支援	支給対象医療機関数 機能ごとの支給対象病床	病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【病床機能報告】

事業区分2～6の評価指標(例) (略)

旧

別添3

事業区分1の評価指標(例)

事業区分1の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	病床機能分化・連携事業	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備	対象医療機関数 病床数	地域医療構想に沿って、基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【地域医療構想、病床機能報告】 病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【病床機能報告】
2	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	ICTを活用した医療機関・介護事業所間の医療情報ネットワーク構築	ネットワークに参加する医療機関等数	地域医療連携ネットワークの整備圏域 域医療連携ネットワークの参加施設数 地域医療ネットワーク閲覧施設数 地域医療連携ネットワークへの登録患者数
(新設)				

事業区分2～6の評価指標(例) (略)

「医療介護提供体制改革推進交付金」新旧対照表

新											旧												
(別紙様式1) 〇〇年度 交付金調書 厚生労働省所管 都道府県名											(別紙様式1) 〇〇年度 交付金調書 厚生労働省所管 都道府県名												
国		地方公共団体								備 考	国		地方公共団体								備 考		
予 算 科 目	交付決定 の 額	歳 入			歳 出						予 算 科 目	交付決定 の 額	歳 入			歳 出							
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち交付金 相当額	支出済額	うち交付金 相当額				科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち交付金 相当額	支出済額	うち交付金 相当額			
(項) 医療提供体制基盤整備費	円											(項) 医療提供体制基盤整備費	円										
(目) 医療介護提供体制 改革推進交付金 (病床機能分化・連携推進事業、 <u>病床機能再編支援事業</u> 、 在宅医療推進事業、 医療従事者確保事業及び 勤務医労働時間短縮事業)												(目) 医療介護提供体制 改革推進交付金 (病床機能分化・連携推進事業、 在宅医療推進事業、 医療従事者確保事業及び 勤務医労働時間短縮事業)											
<p>(作成要領)</p> <p>1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。</p> <p>2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。</p> <p>3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。</p> <p>4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。</p>											<p>(作成要領)</p> <p>1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。</p> <p>2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。</p> <p>3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。</p> <p>4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。</p>												
別紙様式2 (略)											別紙様式2 (略)												

新

(別紙様式3)

第 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

〇〇年度医療介護提供体制改革推進交付金（病床機能分化・連携推進事業、病床機能再編支援事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業）の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算書抄本
(2) 都道府県計画（写）

旧

(別紙様式3)

第 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

〇〇年度医療介護提供体制改革推進交付金（病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業）の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算書抄本
(2) 都道府県計画（写）

新

(別紙 1)

基金造成経費所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) <u>※病床機能再編支援 事業のみ (≒D)</u> (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の 額) (G) 円
病床機能分化 ・連携推進事業							
<u>病床機能再編支援 事業</u>							
在宅医療推進事業							
医療従事者確保 事業							
勤務医労働時間 短縮事業							
合計							

旧

(別紙 1)

基金造成経費所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の 額) (G) 円
病床機能分化・連携 推進事業							
<u>(新設)</u>							
在宅医療推進事業							
医療従事者確保事業							
勤務医労働時間短縮 事業							
合計							

新

(別紙2)

基金造成事業計画書

区分	基金の保有区分	保管予定額	備 考
病床機能分化・ 連携推進事業		(円)	
<u>病床機能再編支 援事業</u>			
在宅医療推進事 業			
医療従事者確保 事業			
勤務医労働時間 短縮事業			
合計額			

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

別紙様式4 (略)

旧

(別紙2)

基金造成事業計画書

区分	基金の保有区分	保管予定額	備 考
病床機能分化・ 連携推進事業		(円)	
<u>(新設)</u>			
在宅医療推進事 業			
医療従事者確保 事業			
勤務医労働時間 短縮事業			
合計額			

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

別紙様式4 (略)

新	旧
<p>(別紙様式5)</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>〇〇年度医療介護提供体制改革推進交付金（病床機能分化・連携推進事業、<u>病床機能再編支援事業</u>、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業）の変更交付申請について</p> <p>標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。</p> <p>1 変更交付申請額 金 円 (前回交付決定額 金 円)</p> <p>2 基金造成経費変更所要額調書（別紙1）</p> <p>3 基金造成事業変更計画書（別紙2）</p> <p>4 添付書類 (1) 歳入歳出予算書抄本 (2) 変更理由書 (3) 変更後の都道府県計画（写）</p>	<p>(別紙様式5)</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>〇〇年度医療介護提供体制改革推進交付金（病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業）の変更交付申請について</p> <p>標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。</p> <p>1 変更交付申請額 金 円 (前回交付決定額 金 円)</p> <p>2 基金造成経費変更所要額調書（別紙1）</p> <p>3 基金造成事業変更計画書（別紙2）</p> <p>4 添付書類 (1) 歳入歳出予算書抄本 (2) 変更理由書 (3) 変更後の都道府県計画（写）</p>

新

(別紙1)

基金造成経費変更所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) <u>※病床機能再編支援 事業のみ (E)</u> (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の 額) (G) 円
病床機能分化 ・連携推進事業							
<u>病床機能再編支援 事業</u>							
在宅医療推進事業							
医療従事者確保 事業							
勤務医労働時間 短縮事業							
合計							

(注) 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで変更後の額を記載すること。

旧

(別紙1)

基金造成経費変更所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の 額) (G) 円
病床機能分化・連携 推進事業							
<u>(新設)</u>							
在宅医療推進事業							
医療従事者確保事業							
勤務医労働時間短縮 事業							
合計							

(注) 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで変更後の額を記載すること。

新

(別紙2)

基金造成事業変更計画書

区分	基金の保有区分	保管予定額	備考
病床機能分化・連携推進事業		(円)	
<u>病床機能再編支援事業</u>			
在宅医療推進事業			
医療従事者確保事業			
勤務医労働時間短縮事業			
合計額			

(注) 1 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで変更後の額を記載すること。

- 2 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
- 3 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

旧

(別紙2)

基金造成事業変更計画書

区分	基金の保有区分	保管予定額	備考
病床機能分化・連携推進事業		(円)	
<u>(新設)</u>			
在宅医療推進事業			
医療従事者確保事業			
勤務医労働時間短縮事業			
合計額			

(注) 1 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで変更後の額を記載すること。

- 2 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
- 3 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

新	旧
<p>(別紙様式6) (略) (別紙様式7)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>〇〇年度医療介護提供体制改革推進交付金（病床機能分化・連携推進事業、病床機能再編支援事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業）の事業実績報告について</p> <p>標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1 交付精算額 金 円 2 基金造成経費精算書（別紙1） 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2） 4 歳入歳出決算書抄本</p>	<p>(別紙様式6) (略) (別紙様式7)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>〇〇年度医療介護提供体制改革推進交付金（病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業）の事業実績報告について</p> <p>標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1 交付精算額 金 円 2 基金造成経費精算書（別紙1） 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2） 4 歳入歳出決算書抄本</p>

新

(別紙1)

基金造成経費精算書

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) <u>※病床機能再編支援 事業のみ(=D)</u> (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の 額) (G) 円
病床機能分化 ・連携推進事業							
<u>病床機能再編支援 事業</u>							
在宅医療推進事業							
医療従事者確保 事業							
勤務医労働時間 短縮事業							
合計							

旧

(別紙1)

基金造成経費精算書

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の 額) (G) 円
病床機能分化・連携 推進事業							
<u>(新設)</u>							
在宅医療推進事業							
医療従事者確保事業							
勤務医労働時間短縮 事業							
合計							

新

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

区分	基金の 保有区分	造成 年月日	保管額	年利率	備 考
病床機能分化・ 連携推進事業			(円)		
<u>病床機能再編支 援事業</u>					
在宅医療推進事 業					
医療従事者確保 事業					
勤務医労働時間 短縮事業					
合計額					

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
別紙様式8 (略)

旧

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

区分	基金の 保有区分	造成 年月日	保管額	年利率	備 考
病床機能分化・ 連携推進事業			(円)		
<u>(新設)</u>					
在宅医療推進事 業					
医療従事者確保 事業					
勤務医労働時間 短縮事業					
合計額					

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
別紙様式8 (略)